

「地域ぐるみ環境 ISO 研究会」 運営規則

平成12年7月17日制定
平成23年10月26日一部改正

1 総則

1.1 名称

この研究会は、地域ぐるみ環境 ISO 研究会（以下「研究会」という。）という。

1.2 研究会を組織する事業所

研究会は、飯田市及び下伊那郡の区域内に住所を有し、事業所代表者全体会において承認を受けた事業所をもって組織する。

1.3 研究会の活動理念

研究会の活動理念は、「地域の自然を残し、持続可能な地域づくりのため、新しい環境改善の地域文化を創造する。」とする。

1.4 研究会の活動内容

研究会の活動内容は、活動理念に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) ISO14001 を認証取得し、維持するための技術及び知識を共有し、支援すること。
- (2) 事業所内の環境改善活動を通じて、従業員・職員意識を市民意識にまで高めること。
- (3) 飯田版 ISO を構築し、小規模・個人事業所へ環境改善プログラムを提供し、支援すること。
- (4) 飯田市の展開する環境行政を支援すること。

2 研究会の機関及び組織

2.1 研究会に、次に掲げる機関及び組織を置く。

- (1) 研究会代表者
- (2) 研究会副代表者
- (3) 会計監査
- (4) 事務局
- (5) 事業所代表者全体会
- (6) 実務者会
- (7) 分科会

2.2 研究会代表者

- (1) 研究会代表者は、事業所代表者全体会において事業所代表者のうちから1人を選任し、これに充てる。
- (2) 研究会代表者は、研究会が行う活動を総理し、研究会を代表する。
- (3) 研究会代表者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2.3 研究会副代表者

- (1) 研究会副代表者は、事業所代表者全体会において事業所代表者のうちから2人を選任し、これに充てる。
- (2) 研究会副代表者は、研究会代表者を補佐し、研究会代表者に事故があるとき又は代表者が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 研究会副代表者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2.4 会計監査

- (1) 会計監査は、事業所代表者全体会において事業所代表者のうちから2人を選任し、これに充てる。
- (2) 会計監査は、研究会の会計を監査し、事業所代表者全体会に報告する。

2.5 事務局

- (1) 事務局は、実務者会において実務者の互選により選任し、これに充てる。
- (2) 事務局長は、事務局員の中から互選する。
- (3) 事務局は、研究会の活動の拠点として位置づけ、研究会の機関及び組織の開催など研究会の活動内容全般の遂行のための事務処理、調整業務を行う。
- (4) 事務局は、研究会の会計事務を司る。

2.6 事業所代表者全体会

- (1) 事業所代表者全体会は、研究会を組織する事業所代表者をもって組織する。
- (2) 研究会代表者は、事業所代表者全体会を1年に2回程度招集し、当該会議の議長となり、事業所代表者全体会に関する事務を処理する。
- (3) 事業所代表者全体会に関する事務は、次に掲げることとする。
 - ① 理念の策定、変更及び実施に関すること。
 - ② 活動内容の策定、変更及び実施に関すること。
 - ③ 規約の制定及び改廃に関すること。
 - ④ 研究会代表者の選任に関すること。

- ⑤ その他研究会代表者が必要と認めること。

2.7 実務者会

- (1) 実務者会は、研究会を組織する事業所実務者をもって組織する。
- (2) 事務局長は、実務者会を1年に1回程度招集し、当該会議の議長となり、実務者会に関する事務を処理する。
- (3) 実務者会に関する事務は、次に掲げることとする。
 - ① 事業所代表者全体会からの調査指示に関すること。
 - ② 分科会からの提案、報告に関すること。
 - ③ 事務局からの提案、報告に関すること。
 - ④ 各事業所からの提案、報告に関すること。
 - ⑤ その他研究会が活動する上で必要と認めること。

2.8 分科会

- (1) 研究会の活動理念及び活動内容に基づき、必要に応じて、分科会を設ける。
- (2) 各分科会への参加は、原則として各事業所の意思による。
- (3) 分科会は、当該参加事業所の実務者をもって組織し、参加者のうちからリーダー及びサブリーダーを選任する。
- (4) リーダー及びサブリーダーは、当該分科会の活動内容に関する定期的な活動を処理する。
- (5) リーダーは、必要に応じて、その活動内容等を事業所代表者全体会又は実務者会において報告する。

3 研究会の経費

研究会の経費は、南信州いむす21 審査手数料等又は必要に応じて徴収する研究会を組織する事業所からの負担金等をもって充てる。

4 補則

この規約の執行に必要な事項は、研究会代表者が別に定める

5 附則

この規約は、平成23年10月26日から施行する。